

【調査の概要】

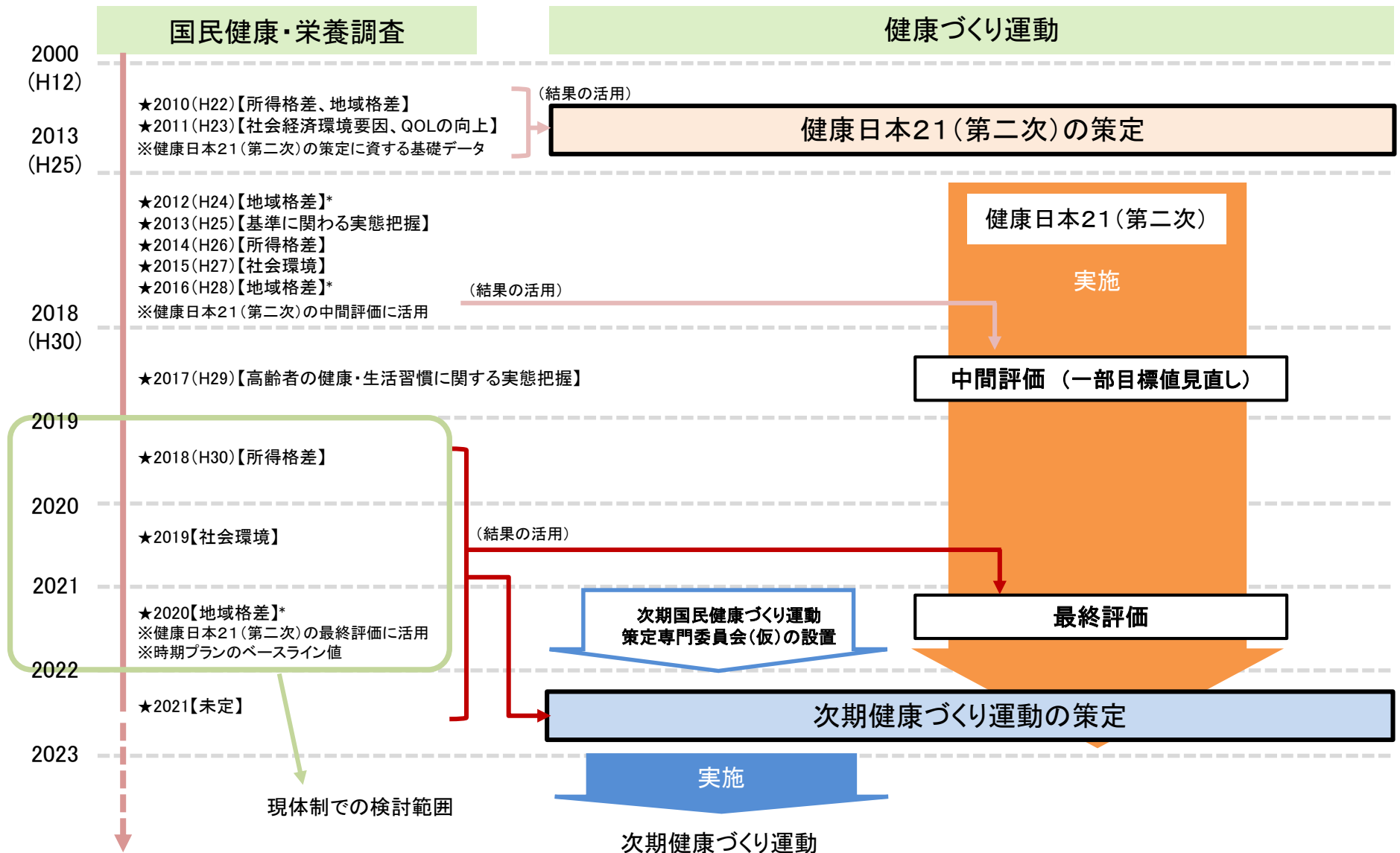
- 調査の目的：健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき、実施するものであり、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るために実施（毎年11月に実施）。
 - 調査客体：国民生活基礎調査により設定された単位区から無作為抽出した300単位区内の世帯（約5,700世帯）及び当該世帯員（約15,000人）。
 - 調査項目：
 - ①身体状況調査票
 - ・身長、体重（1歳以上）
 - ・腹囲、血圧測定、血液検査、問診〈服薬状況、糖尿病の治療の有無、運動〉（20歳以上）
 - ②栄養摂取状況調査票
 - ・世帯状況、食事状況〈欠食・外食等〉、食物摂取状況〈栄養素等摂取量、食品摂取量等〉（1歳以上）
 - ・1日の身体活動量〈歩数〉（20歳以上）
 - ③生活習慣調査票※
 - ・食生活、身体活動、休養（睡眠）、飲酒、喫煙、歯の健康等に関する生活習慣 全般（20歳以上）
- ※ 毎年重点テーマを設定（参考資料1参照）、2019年調査からオンライン調査を導入

【スケジュール（イメージ）】

	2018年 11月 12	2019 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	2020 1 2 3 4 5 6 7 8 9
2018年調査	実施（済） →	集計・解析 解析WG（2～3回） 報告書作成 検討会 概要発表	
2019年調査		調査票等作成 検討会 統計法上の手続き 自治体担当者会議 実施	集計・解析 解析WG（2～3回） 報告書作成 検討会 概要発表
2020年調査			調査票等作成 検討会 統計法上の手続き 自治体担当者会議

(参考)国民健康・栄養調査と今後の健康づくり運動

○ 国民健康・栄養調査の結果は、健康日本21(第二次)の目標等の評価、次期健康づくり運動の策定等に活用。



★: 結果の公表時期(実施は前年度)、【】: 重点テーマ
* 調査客体数を拡大して実施